

「京丹後市文化財保存活用地域計画」が 文化庁に認定されました

令和4年12月16日
京丹後市役所

国の文化審議会は、令和4年12月16日（金）に開催された同審議会文化財分科会において、18件の文化財保存活用地域計画を認定することを文化庁長官に答申しました。これを踏まえ、文化庁長官は答申のあった文化財保存活用地域計画を認定しました。

京丹後市教育委員会では、令和3年度および4年度に「京丹後市文化財保存活用地域計画」の策定を進め、このたび、文化庁長官に認定されました。

地域計画の策定にあたっては、有識者、文化財所有者、観光関係者、商工関係者等からなる京丹後市文化財保存活用地域計画策定協議会を組織し、議論を重ねました。計画では、京丹後市の歴史文化について、文化財および関連する分野を含めた11のストーリーにまとめています。これらのストーリーを中心に、令和5年度から5年間のアクションプランを定め、関係する分野と連携しながら文化財の保存・活用を進めていきます。

（参考）

文化財保存活用地域計画の認定件数 96件

京都府下の認定件数 6件

（京都市・舞鶴市・与謝野町・亀岡市・長岡京市）

<問い合わせ>

京丹後市教育委員会事務局文化財保護課

電話：0772-69-0640

FAX：0772-68-9061

文化財保存活用地域計画とは？

1. 平成31年4月1日施行 文化財保護法改正

保存だけでなく活用をはかり、文化財を後世に伝える

- ・都道府県は、文化財保存活用大綱を定めることができる（第183条の2）
- ・市町村は、大綱を勘案しながら、文化財保存活用地域計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる（第183条の3）

2. 令和2年3月 京都府文化財保存活用大綱

- ・文化財の指定等による保護の促進
- ・文化財の保護体制の強化
- ・文化財保護を支える技術等の継承
- ・文化財の地域的な保存・活用の促進
- ・府内の市町村や博物館等における専門的人材の確保・育成
- ・京都府が所有・管理する文化財の保存と活用

